キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金審査要領

1　目的

キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金の公募に係る採択事業者の選定について、審査機関の設置及び審査基準、選定基準等を定める。

2　審査委員会

（1）　岡山県産業労働部産業振興課に、キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（2）　審査委員会は、原則としてキーテクノロジー関連分野に関して識見のある、大学、公的支援機関、公設試験研究機関に所属する者及び産業振興課長をもって構成し、委員長は産業振興課長をもって充てる。

（3）　特に専門的観点から必要がある場合、委員長は他に技術専門家を選任することができる。

（4）　審査委員の任期は専任された年の年度末までとし、再任も可能とする。

3　審査委員会の開催

（1）　応募のあった試行研究又は本格研究に係る計画について、速やかに審査委員会を開催し、審査を行うものとする。

（2）　委員長は、緊急の審議を要するときその他やむを得ない事情がある場合には、委員の一部又は全員に書類による審査を要請することができる。

（3）　審査委員会は、委員長を含む４名以上の出席又は書類審査により成立する。

（4）　委員長及び委員は、審査委員会へ自身の代理を出席させることができる。

（5）　審査委員会は、原則として非公開とする。

4　審査基準等

（1）　審査は、提出のあった試行研究又は本格研究に係る計画について書面又は申請者の説明により行うものとする。

（2）　審査基準

①　募集要領に示す応募資格や要件等を満たさないものは審査の対象としない。

②　審査に当たっては、事業目的達成の観点から、別表１及び別表２に定める審査基準並びに評価基準に基づき総合的に審査する。

（3）　審査票は別添のとおりとする。

5　選定基準等

（1）　選定基準

①　合計点の平均値が５０点未満のものは選定しない。

②　同一申請者からの試行研究又は本格研究に係る計画の選定は、原則同一会計年度につき１事業までとする。

③　類似の試行研究又は本格研究に係る計画は、複数を選定しない。

（２）　判定基準

①　選定すべきと認められるものをＡとする。

②　選定することが概ね適当と認められるものをＢとする。

③　選定することが適当でないと認められるものをＣとする。

④　選定について参考となる意見があれば「備考」に記す。

（３）　委員長は審査結果に基づいて、当該事業予算の範囲内で試行研究又は本格研究の計画の選定を行うものとする。

６　守秘義務

審査委員は審査委員会等において知り得た企業等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

７　事務局

審査委員会は、事務局を岡山県産業労働部産業振興課に置く。

附　則

この要領は、令和８年４月１日より施行する。

（別表１）

審　査　項　目	審　査　基　準
新規性・独創性・先進性	・事業内容に新規性が認められること。 ・事業内容が他者にはない独創性があること。 ・時代の変化を予測し、将来性を有していること。 ・解決したい社会課題や実現したい価値が明確であること。 ・市場状況や既存技術を把握していること。
事業の内容	・事業の基となるコア技術が、確実なものとなっていること。 ・事業に係る技術レベルが高いこと。 ・キーテクノロジー関連産業の育成に資する事業化を目指した内容になっていること。 ・目的や目標値が明確であり、具体的な事業計画を有していること。 ・課題が明確であり、その解決方法が適切であること。 ・研究開発費や研究開発期間が妥当であること。
事業化の可能性	・事業化に向けた具体的な計画を有し、実現性が高いものであること。 ・事業化を目指す製品の既存の自社及び他社製品に対するコスト・性能・機能等についての客観的な優位性が確認できていること。 ・事業化までの期間に、生産、販路等が確保できる見通しが認められること。 ・事業化に対する社会的ニーズが認められること。また、ニーズを満たすために有効な事業であること。 ・事業化について課題となる知財等の調査及び対策等が行われていること。 ・事業化に向け、当該補助事業における課題以外に解決すべき課題が小さいこと。
実施体制	・研究開発又は事業化を確実に実施できる体制を有していること。 ・事業化に至るまでに必要とする資金を調達できる能力があること。
市場拡大への対応	・キーテクノロジー関連分野のうち、堅調に拡大している半導体及び水素市場での発展が見込まれる事業内容であること。
地域産業への貢献	・岡山県のキーテクノロジー関連産業の創出につながることが期待できること。 ・県内企業のキーテクノロジー関連産業への取組に寄与するものであること。 ・雇用創出等地域産業への波及効果が期待できること。
過去採択状況・事業化実績	・前身である次世代産業育成事業及びグリーン成長研究開発プロジェクト創成事業を含めて、直近２年間を除いて過去に５回以上採択された実績がある場合、当該補助事業終了後、研究開発を継続し事業化した実績があること。

（別表２）

事業区分	審　査　基　準（配　点）							
	新規性・独創性・先進性	事業の内容	事業化の可能性	実施体制	市場拡大への対応	地域産業への貢献	過去採択状況・事業化実績	合計点
試行研究	３０	３０	２０	５	５	５	５	１００
本格研究	２５	２５	３０	５	５	５	５	１００

（審査項目「過去採択状況・事業化実績」以外の評価基準）

評　価　基　準	配　点
審査基準を十分満たしていると認められる	９割以上
審査基準を概ね満たしていると認められる	７割以上
審査基準に沿った内容であり、採択可能な水準に達しているもの	５割以上
審査基準を満たしていない項目があり、改善の必要性があるもの	３割以上
審査基準を満たしていないもの	３割未満

（審査項目「過去採択状況・事業化実績」の評価基準）

評　価　基　準	配　点
直近２年間を除く過去採択実績が５回以上ある場合、事業化率が 30%以上であるもの 又は上記以外の採択状況であるもの	5
直近２年間を除く過去採択実績が５回以上ある場合、事業化率が 25%以上 30%未満であるもの	4
直近２年間を除く過去採択実績が５回以上ある場合、事業化率が 20%以上 25%未満であるもの	3
直近２年間を除く過去採択実績が５回以上ある場合、事業化率が 15%以上 20%未満であるもの	2
直近２年間を除く過去採択実績が５回以上ある場合、事業化率が 15%未満であるもの	1

別添

キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金（試行研究）
補助事業計画審査票

＜審査員氏名：　　＞

受付番号	申請者名	研究開発テーマ	審査項目（配点：下段）							合計 100点満点	判定ＡＢＣ	備考
			新規性・独創性・先進性	事業の内容	事業化の可能性	実施体制	市場拡大への対応	地域産業への貢献	過去採択状況・事業化実績			
			３０	３０	２０	５	５	５	５			

別添

キーテクノロジー成長研究開発プロジェクト創成事業費補助金（本格研究）
補助事業計画審査票

＜審査員氏名：　　＞

受付番号	申請者名	研究開発テーマ	審査項目（配点：下段）							合計 100点満点	判定ＡＢＣ	備考
			新規性・独創性・先進性	事業の内容	事業化の可能性	実施体制	市場拡大への対応	地域産業への貢献	過去採択状況・事業化実績			
			２５	２５	３０	５	５	５	５			